

総合評価方式（特別簡易型）落札者決定基準

発注者名：尾道市

工 事 名		沖田線・美栗線舗装修繕工事			
工 事 場 所		尾道市美ノ郷町本郷 地内			
総合評価方式による理由		価格と品質で総合的に優れた調達を促進するため、総合評価方式を適用する。 小規模工事であること、技術的課題が特になく、技術的な工夫の余地が極めて小さいことから、特別簡易型とする。			
価格以外の評価点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	
	1 企業の施工能力	(1) 過去５年間（今年度を除く）尾道市契約課発注の同種・同規模工事の元請施工実績 同種・同規模工事：舗装工事で最終契約額が1,000万円以上のもの。	① ３件以上	2.0	
			② ２件	1.5	
			③ １件	1.0	
			④ なし	0.0	
		(2) 過去５年間（今年度を除く）尾道市契約課発注の舗装工事３件にかかる工事成績評定点の平均点 対象工事は任意とする。対象工事が３件に満たない場合は、不足する件数をすべて65点の工事として計算する。	① ８０点以上	2.0	
			② ６５点以上 ８０点未満 （２．０×（平均点（少数第2位四捨五入）－６５）／１５）	2.0～0.0	
			③ ６５点未満	0.0	
		(3) 尾道市建設工事優良成績者表彰要綱の規定により表彰された回数	① ３回以上	3.0	
			② ２回	2.0	
			③ １回	1.0	
			④ なし	0.0	
		(4) 自社による施工の実績	① 施工実績あり	1.0	
			② 施工実績なし	0.0	
		(5) 舗装工事にかかる主要４機種の保有状況	① 自社保有またはリースしている	1.0	
			② 保有、リース共になし	0.0	
		(6) デジタル技術（ＩＣＴ等）を活用した公共工事の実績	① ＩＣＴ活用工事の施工実績あり	1.0	
			② デジタル技術（ＩＣＴ活用工事以外）の施工実績あり	0.5	
			③ 実績なし	0.0	
	小 計			10.0	
	2 配置予定技術者の評価	(1) 保有する資格	① 技術士または一級国家資格者	1.0	
			② 二級国家資格者	0.5	
			③ 資格なし	0.0	
		(2) 過去５年間（今年度を除く）の同種・同規模工事の主任（監理）技術者としての施工経験 同種・同規模工事：舗装工事で最終契約金額が1,000万円以上のもの。	① 施工経験が２件以上あり	2.0	
			② 施工経験が１件あり	1.0	
			③ 施工経験なし	0.0	
		(3) 過去５年間（今年度を除く）の主任（監理）技術者として従事した舗装工事３件にかかる工事成績評定点の平均点 対象工事は任意とする。対象工事が３件に満たない場合は、不足する件数をすべて65点の工事として計算する。	① ８０点以上	2.0	
			② ６５点以上 ８０点未満 （２．０×（平均点（少数第2位四捨五入）－６５）／１５）	2.0～0.0	
			③ ６５点未満	0.0	
		(4) 過去３年間の継続教育（ＣＰＤＳ）の取組状況 建設系ＣＰＤ協議会加盟団体が運営する制度における前年度３年間の学習実績をいう。	① ２０単位以上取得	1.0	
			② １０単位以上２０単位未満取得	0.5	
			③ １０単位未満取得または単位なし	0.0	
		(5) 若手技術者の配置	① ３５歳以下の主任（監理）技術者を配置する	2.0	
			② ３５歳以下の現場代理人を配置する	1.0	
			③ ３５歳以下の技術者を配置しない	0.0	
	小 計			8.0	
	3 地域の精通性	(1) 工事場所と本店の位置関係	① 工事施工場所と同一地域	1.0	
			② その他	0.0	
		小 計			1.0
	4 企業の社会性・社会貢献	(1) 建設業労働災害防止協会への加入	① 加入している	1.0	
			② 加入していない	0.0	
		(2) 男女共同参画の取組状況	① 建設工事に係る女性の技術者を１人以上雇用している	1.0	
			② 建設工事に係る女性の技術者を雇用していない	0.0	
		(3) 地域活動（地域ボランティア活動等）への参加実績 前年度１年間にかかるもので個人での参加は除く。	① ３回以上	1.0	
			② １～２回	0.5	
			③ 実績なし	0.0	
		(4) 障がい者雇用の状況	① 法定雇用率の２倍以上雇用、又は法に基づく雇用義務がない者で１人以上雇用している	1.0	
			② 法定雇用率以上雇用している	0.5	
			③ 障がい者を雇用していない	0.0	
		(5) 建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の登録の有無	① 登録している	1.0	
			② 登録していない	0.0	
	小 計			5.0	
	合 計			24.0	
標準点(基礎点)		１００点			
加 算 点		(価格以外の評価点の合計)			
技 術 評 価 点		標準点(基礎点)＋加算点			
評 価 値		(技術評価点／入札価格(千円)) × １,０００			

※ １「企業の施工能力」(1)については、尾道市契約課が発注し、令和元年度以降（今年度を除く。）に元請として完成・引渡しが完了した舗装工事とする。
なお、共同企業体の構成員としての施工実績及び施工経験は、出資比率２０％以上のものに限る。
２「配置予定技術者の評価」(1)について、「一級国家資格者」とは、一級建設機械施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有するものである。
「二級国家資格者」とは、二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士である。(2)について、途中交代のものは認めない。(4)については証明書をもって審査する。
配置予定者が複数ある場合は、各候補者のうち配置予定技術者の能力に係る評価項目の合計点が最も低い者で評価する。
３「企業の施工能力」(2)及び(4)、「配置予定技術者の評価」(2)及び(3)については、尾道市（上下水道局を除く）の発注工事のものに限る。
４「地域の精通性」の同一地域とは、入札公告に掲げる範囲である。
５「企業の社会性・社会貢献」(2)の技術者とは、監理技術者又は主任技術者となり得る資格を有する技術者である。実務経験にあつては、経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」に記載されている者とする。なお入社後３ヶ月以上経過している（開札日まで）ことを証明することができれば、経営事項審査申請時に提出する「技術職員名簿」に記載されていない者も実務経験者として認める。
６「技術評価点」は、小数点以下第１位まで算出（第２位以下四捨五入）する。
７「評価値」は、小数点以下第４位まで算出（第５位以下四捨五入）し、同数値の者が２人以上あった場合はくじ引きにより落札候補者を決定する。